三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあっては、使用済燃料貯蔵施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事に関すること。

ハ　使用済燃料貯蔵施設の巡視（使用済燃料貯蔵施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　使用済燃料貯蔵施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（使用済燃料貯蔵施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　使用済燃料貯蔵施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあっては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　使用済燃料貯蔵施設の操作を相当期間停止する場合その他使用済燃料貯蔵施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用済燃料貯蔵施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2　使用済燃料貯蔵事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第三十一条の二　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該使用済燃料貯蔵施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、使用済燃料貯蔵施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2　前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該使用済燃料貯蔵施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

［条を加える。］